

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【令和__年分】

整理番号

この明細書は、次の1から3までに掲げる場合に使用するものです。

- 1 租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した株式を譲渡した場合（特定権利行使株式分）
- 2 租税特別措置法第37条の13の3第1項、第4項又は第7項の規定の適用を受ける場合（特定投資株式分）
- 3 平成20年改正前の租税特別措置法第37条の13の3第1項の規定の適用を受ける場合（公開等特定株式分）

住所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職業	関与税理士名 (電 話) ()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

(単位：円)

		一般株式等	内、特定権利 行使株式分	内、特定投資 株式分	内、公開等 特定株式分	上場株式等	内、特定権利 行使株式分	内、公開等 特定株式分
収入 金額	譲渡による 収入金額 ①							
	その他の収入 ②							
	小計 (①+②) ③	申告書第三表㉗へ				申告書第三表㉗へ		
必要経費又は譲渡に要した費用等	取 得 費 (取得価額) ④							
	譲渡のための 委託手数料 ⑤							
	⑥							
	小 計 (④から⑥までの計) ⑦							
特定管理株式等のみなし 譲渡損失の金額(※1) (△を付けて書いてください。)	⑧							
特定投資株式の価値喪失の金額 (②画)の3③欄の金額を書いてください。)	⑨							
差引金額 (③-⑦-⑧-⑨) ⑩	イ		ロ	ハ	ニ			ホ
特定投資株式の取得に要した 金額等の控除(※2) (⑩欄が赤字の場合は0と書いてください。)	⑪							
所得金額 (⑩-⑪) ⑫	A			B	C			D
公開等特定株式の計算(※3) (②画)の5で計算した金額を書いてください。)	⑬							
本年分で差し引く特定投資株式 に係る譲渡損失の金額(※4)	⑭							
本年分の損益の計算後の所得金額 (⑬-⑭)(※5)	⑮	黒字の場合は申告書第三表㉗へ				黒字の場合は申告書第三表㉗へ		
本年分で差し引く特定投資株式 に係る繰越損失の金額(※4)	⑯	申告書第三表㉘へ				申告書第三表㉘へ		
本年分で差し引く上場株式等 に係る繰越損失の金額(※4)	⑰					申告書第三表㉘へ		
繰越控除後の所得金額(※6) (⑮-⑯-⑰)	⑱	申告書第三表㉘へ				申告書第三表㉘へ		

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。

※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します(「公開等特定株式分」とそれ以外のものがある場合には、それぞれ先に「公開等特定株式分」から控除します。)。また、⑩欄の金額が「④の金額<⑨の金額」の場合は「一般株式等」の「公開等特定株式分」の⑩欄には④の金額を限度として、「③の金額<⑥の金額」の場合は「上場株式等」の「公開等特定株式分」の⑩欄には③の金額を限度として記載します。

※3 「一般株式等」の⑬欄の金額はAの金額が0又は赤字の場合にはAの金額を、「上場株式等」の⑬欄の金額はCの金額が0又は赤字の場合にはCの金額を、「②画」の5の計算を行わずに記載します。

※4 ⑭欄、⑯欄及び⑰欄の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)」で計算した金額に基づき記載します。

※5 黒字の場合のほか、「一般株式等」の⑮欄の金額が赤字で、特定投資株式による赤字の金額がない場合は、申告書第三表の⑰欄へ0を転記し、「上場株式等」の⑮欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑱欄へ0を転記します。

※6 ⑱欄の金額は、⑮欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑱欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑲欄の金額が同⑱欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

特例適用条文

措法__条の__
措法__条の__

整理欄

(令和5年分以降用)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 () 支店 ()	円	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 () 支店 ()				
合計(上場株式等(特定口座))		1 面 ① へ	1 面 ④ へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定残株数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×②)
株	円	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の⑨へ 円

(注) ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定残株数と、その時における1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

① 譲渡の時の直前の特定残株数	株
② 平成12年4月1日から平成20年4月30日前までの期間に払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数(①又は②のいずれか少ない株式数)	株

(注) 1 「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。
 2 「平成12年4月1日から平成20年4月30日前までの期間に払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
 3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1面の「一般株式等」又は「上場株式等」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

一般株式等	「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)が「A≥B」の場合	(A) - (B ÷ 2)	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の⑬へ 円
	「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)が「A < B」の場合	(A) ÷ 2	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の⑬へ 円
上場株式等	「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)が「C ≥ D」の場合	(C) - (D ÷ 2)	「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の⑬へ 円
	「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)が「C < D」の場合	(C) ÷ 2	「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の⑬へ 円

6 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の名称・所在地等(※1)	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日(※2)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・		株(口、円)		円	円	円	・ ・ (・・・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・・・)
合計	一般株式等				1 面 ① へ	1 面 ④ へ	1 面 ⑤ へ	
	上場株式等(一般口座)				1 面 ① へ	1 面 ④ へ	1 面 ⑤ へ	

(注) 同一銘柄の特定権利行使株式のうちに、①取締役等の特定株式と取締役等の特定株式以外の特定株式がある場合、②取締役等の特定株式以外の特定株式で特定新株予約権の行使をした日が異なるものがある場合には、それぞれその銘柄が異なるものとして、これらの株式の別に記載してください。

※1 特定権利行使株式について租税特別措置法第29条の2第4項又は第5項の規定によるみなし譲渡課税が行われるときは、次に掲げる区分に応じ次に定める事由のうちいずれかの事由を括弧書で記載してください。

- ・ 同条第4項の規定によるみなし譲渡… 振替口座簿への記載等の解約、振替口座簿への記載等の終了、保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡
- ・ 同条第5項の規定によるみなし譲渡… 国外転出

※2 いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式など新株予約権の行使により取得した株式については、その新株予約権の行使の日になります。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳細は、税務署にお尋ねください。